

参考(改正後の通知全文)
社 援 発 第 0215012 号
平成 1 9 年 2 月 1 5 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第 十 三 次 改 正
省 略

第 十 四 次 改 正
社 援 発 0 9 1 3 第 3 号
令和 6 年 9 月 1 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

1 趣旨

社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている授産施設の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、もって授産施設等利用者の自立助長の促進を図るものである。

2 対象施設

授産施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

3 対象経費

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる事由により機械設備を整備するための機械器具購入費及び機械器具設置にかかる工事費又は工事請負費とする。

- (1) 経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- (2) 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- (3) 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

4 国庫補助基準

- (1) 1施設ごとの対象経費の実支出額（2社以上の納入業者の見積りのいずれか低い方）と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、原則として、16,300千円（1,500千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円）以上とする。）とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

5 その他

国庫補助の採択に当たっては、当該施設の経営実績及び緊急度を勘案して決定するものとする。

別表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

施 設 の 種 類	基 準 額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、１８，１００千円（１，６６７千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には８３４千円）以上とする。）